

砂川市条例第14号

令和8年3月18日

砂川市特別職の職員で非常勤のものゝ給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

砂川市特別職の職員で非常勤のもの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和8年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、別表（第2条関係）の改正規定を次のように改める。

別表（第2条関係）

報酬額

区分		報酬額（円）	備考
監査委員	議会選出委員	月額 43,800	委員長又は会長には、2,000円を加給する。 上限額を303,840円とし、支給方法は市長が別に定める。
	識見を有する委員	月額 167,400	
教育委員会委員		月額 60,100	
選挙管理委員会委員		月額 32,400	
農業委員会委員		月額 16,880	
		年額 市長が別に定める額	
公平委員会委員		日額 7,200	
固定資産評価審査委員会委員		日額 7,200	
国民健康保険運営協議会委員		日額 5,000	
特別職報酬等審議会委員		日額 5,000	
公害対策審議会委員		日額 5,000	
公務災害補償等認定委員会委員		日額 5,000	
公務災害補償等審査会委員		日額 5,000	
防災会議委員		日額 5,000	
国民保護協議会委員		日額 5,000	
市史編さん委員会委員		日額 5,000	
農業振興協議会委員		日額 5,000	
民生委員推薦会委員		日額 5,000	
障害支援区分審査会委員		日額 6,900	
表彰審査委員会委員		日額 5,000	
都市計画審議会委員		日額 5,000	
住居表示審議会委員		日額 5,000	
福祉施設整備審議会委員		日額 5,000	
情報公開・個人情報保護審査会委員		日額 5,000	
廃棄物減量等推進審議会委員		日額 5,000	

行政不服審査会委員	日額	5,000	
生活安全推進委員会委員	日額	5,000	
施設管理運営に関する審議会委員	日額	5,000	
総合計画審議会委員	日額	5,000	
行政改革推進委員会委員	日額	5,000	
介護認定審査会委員	日額	12,700	会長には、4,900円を加給する。
社会教育委員	日額	5,000	委員長又は会長には、700円を加給する。
文化財保護審議会委員	日額	5,000	
学校給食センター運営委員会委員	日額	5,000	
青少年問題協議会委員	日額	5,000	
スポーツ推進委員	日額	5,000	
学校運営協議会委員	日額	5,000	
鳥獣被害対策実施隊員	日額	5,000	ヒグマ対策の出動には1回当たり4,800円を、猟銃によるヒグマ及びエゾシカの駆除には1頭当たり4,500円を加給する。
専門委員	日額	5,000	
選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者、開票管理者、投票所の投票立会人、期日前投票所の投票立会人、開票立会人及び選挙立会人			国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に規定する額

附 則

この条例は、公布の日から施行する。